

## 令和8年度事業計画（案）

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

令和7年度の我が国経済は、名目GDPが直近で600兆円を超え、春季労使交渉での賃上げ率も2年連続で5%を上回る等、成長と分配の好循環が動き始めた。金利・物価も上昇しており、この30年間、大きな変動が見られなかった様々な経済指標にこれまでと異なる変化が見て取れ、「デフレ・コストカット型経済」から、再びデフレに後戻りしない「成長型経済」に移行できるかどうかという分岐点にある。

一方、米国による一連の関税措置や中東情勢等の国際経済の不確実性及び足元の物価高は、経済を下振れさせるリスクとなっている。同時に我が国においては、生産年齢人口の本格的な減少という経済規模の縮小につながりかねない課題を抱えている。

加えて、特に我が国の中小企業においては、深刻な人材不足に加え、資金繰りの逼迫等を背景とする倒産の増加や、後継者不足による事業承継の停滞等、雇用と事業継続に関わる課題が顕在化している状況にあり、社会保険労務士（以下「社労士」という。）が更なる活躍を求められる余地が多く残されている。

このような状況下において我々社労士が、昨年、全国社会保険労務士政治連盟（以下「全国政連」という。）の協力のもと実現した第9次社労士法改正に基づき「使命を託された存在」として、社会に大きな価値を提供するため、これまで以上に重要な役割を果たしていかなければならない。この認識のもと、変革の時代を乗り越え、ともに未来を創造できるよう、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とともに各種事業を展開していくこととする。

事業を進めるにあたっては、未来に向けて、社労士制度を進化させる「Ⅰ 進める」、社会的信頼を高め、制度の安定的な運用を図る「Ⅱ 守る」、組織・人材・仕組みを強化し、誇りを持てる社労士像を実現する「Ⅲ 固める」の三分野に分け、積極的に取り組んでいくこととする。

「Ⅰ 進める」については、社労士法第1条「社会保険労務士の使命」に掲げられている「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与」と軌を一にする「ビジネスと人権」（BHR）の取組みについて、「ビジネスと人権」の関係を深く理解し、尊重しながら、適正な労働環境を作るための重要な役割を果たしていけるよう、一層強化して進めていく。また、第9次社労士法改正で明記された「労務監査」、さらにDX

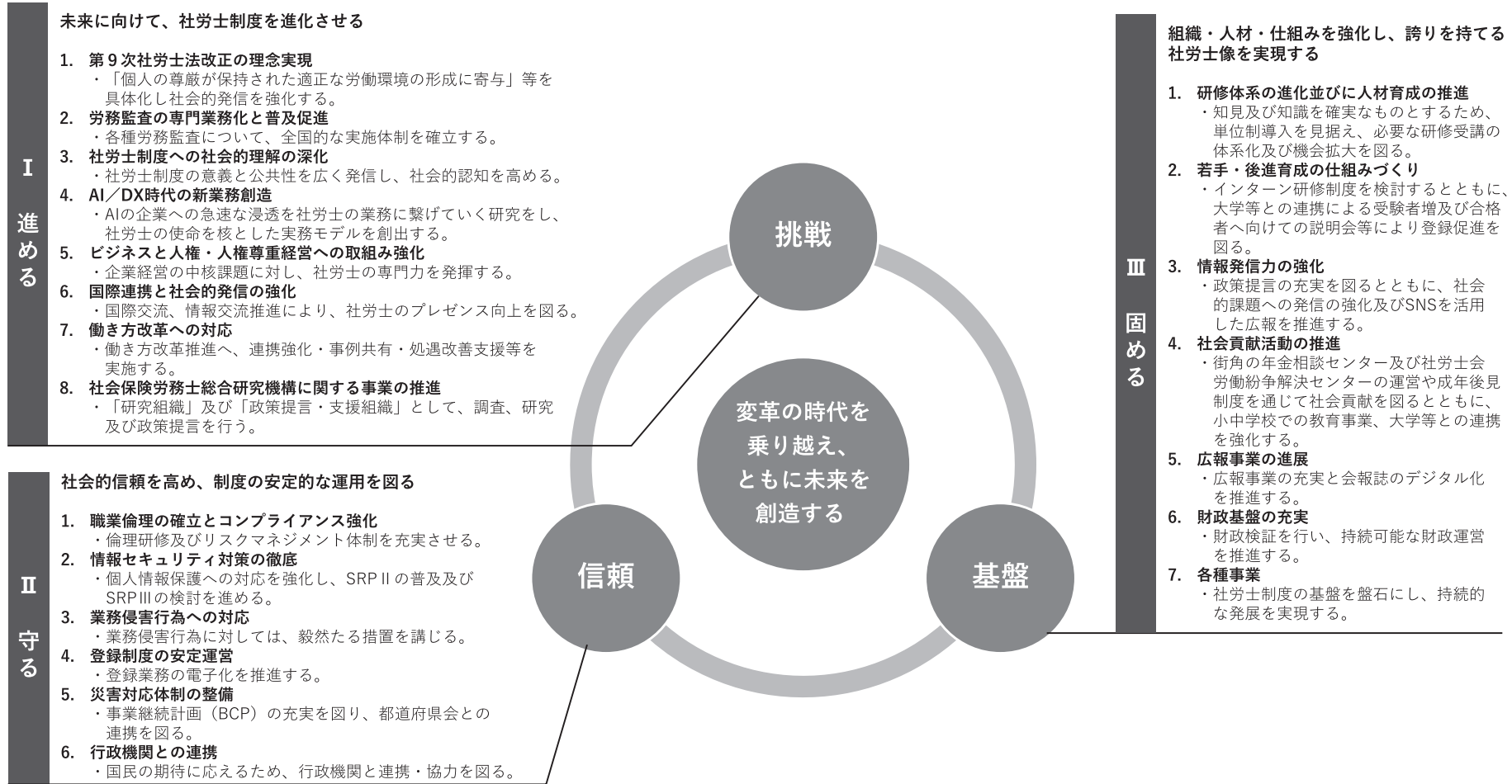
(デジタルトランスフォーメーション) やAI (人工知能) の進展については、令和7年度に設置された特別委員会を中心に社労士業務の中核として研究と検討を進める。

「Ⅱ 守る」については、第9次社労士法改正により、社労士は、使命を託された存在として、これまで以上に高い倫理観を持って国民の負託に応えていくことが求められていることから、職業倫理の確立やコンプライアンス強化、さらに情報セキュリティ対策の徹底として、個人情報保護への対応等を強化していく。

「Ⅲ 固める」については、社労士の知見及び知識を確実なものとするため、持続可能な人材育成基盤の確立と能力担保を目指し、研修単位制導入等を検討していくとともに、若手・後進育成の仕組みづくりを進めていく。

併せて、社労士制度の更なる発展を目指し、全国政連と一体となって、社労士制度の改善に係る政策提言・要望活動を着実に推進することにより、制度の安定的発展と社労士の社会課題解決に向けた一層の能力発揮を図るため、必要な取組みを進めていく。

# 令和8年度の事業計画全体像&関連図



## I. 進める【挑戦】

### 未来に向けて、社労士制度を進化させる

#### 1. 第9次社労士法改正の理念実現

- 「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与」等を具体化し社会的発信を強化する。

我が国社会は深刻な少子高齢化の影響により、多くの企業で、人材の確保・定着が喫緊の課題となっている。第9次社労士法改正により新設された使命規定には「個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成」「社会保障の向上」「豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現」等が新たに使命として規定されている。

社労士は「人」に関する専門家として、この使命規定に掲げられた理念を実現するべく、使命感を持って取組みを進める。

#### 2. 労務監査の専門業務化と普及促進

- 各種労務監査について、全国的な実施体制を確立する。

第9次社労士法改正において明記された労務監査業務について、経営労務監査、社労士診断認証制度、都道府県会における労働条件審査、登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査、企業主導型保育施設に対する専門的労務監査、医療機関評価制度及び経済産業省が策定したJASTI（Japanese Audit Standard for Textile Industry）監査等、従来から行っている社労士による多様な労務監査形態を、内部監査・外部監査の観点から体系的に整理する。

この整理に基づき、労務監査業務ガイドラインを整備するとともに、労務監査業務研修の体系を構築し、さらに各種労務監査に必要な学識及び実務能力に関する研修を実施する。

また、労務監査について、調査・研究を進める。

- (1) 内部監査については、これまで取組みを進めてきた経営労務監査及び社労士診断認証制度を中心とした企業に寄り添う伴走型の内部監査を多くの社労士が実践できるよう会員への普及・促進活動とともに、国民に対する周知・広報活動を行う。経営労務監査については、社労士向けに経営労務監査マニュアルの周知を行い、同マニュアルの動画研修の受講を促進する。社労士診断認証制度については、労働及び社会保険に関する専門家として唯一の国家資格者である社労士が診断を行うことの有用性を会員に訴求し、同制度の活用を促進する。国民向けには、特設サイトを通じて周知・広報活動を行うとともに、認証企業数を拡大するために業界団体及び金融機関等の各種関係機関に対して、傘下の企業等に向けたセミナーを開催する等、積極的な働きかけを行う。

- (2) 社労士による労務監査のうち、繊維業における特定技能外国人を受け入れる際の追加4要件の一つである「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」を満たすことが認められるための制度の一つとして、経済産業省が策定した繊維業の監査要求事項・評価基準であるJASTIをはじめとする労務監査を外部監査と位置づけ、当該労務監査の普及・啓発、渉外・対外的な連携等について検討し、各種取組みを進める。

### 3. 社労士制度への社会的理解の深化

- 社労士制度の意義と公共性を広く発信し、社会的認知を高める。
  - (1) 社労士が「人」に関する専門家として、50年を超える歴史を持ち、人事労務管理から社会保障に至るまで幅広い分野で企業や国民を支援してきた存在であることを様々な媒体を通じて発信する取組みを行う。
  - (2) これまで、消えた年金記録問題、東日本大震災時の復興支援事業、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う雇用調整助成金支給申請の支援等、歴史的にも大きな国難に見舞われた際に、迅速に国民生活の再建に向けた対応を行ってきた。平時においても、学校教育、成年後見等の社会貢献事業、さらに街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）、働き方改革推進支援センターの運営等、国の事業へも積極的に貢献をしている。この社労士の公共性を広く発信し、社労士のプレゼンスを高めるための取組みを行う。
  - (3) DXや生成AIが急速に進展し、多くの業務がデジタル化される中で、次代を担う学生及び若年層等に向けて、社労士は、人と組織の課題に向き合う専門家として、AIを積極的に活用した、業務の更なる高度化・効率化のみならず、AIでは代替しにくい対話や関係調整、判断を担う等、社労士には限りない可能性があるということを訴求する。

### 4. AI / DX時代の新業務創造

- AIの企業への急速な浸透を社労士の業務に繋げていく研究をし、社労士の使命を核とした実務モデルを創出する。
  - (1) 日々変化するAIによる社労士業務への影響を正しく理解するための研究及びAIを活用した社労士業務の発展・効率化の検討及び時宜に適った情報発信を行うとともに、顧問先企業が安心して社労士事務所にAIを活用した業務を依頼できる環境を構築するための社労士AIガイドラインを策定する。

- (2) 緊急時の迅速なシステムデータ移行及びデジタル庁が開発するGビズポータルへの標準化したデータ格納を実現するため、社労士業務システム業界団体を通じ各社データの標準化を求める。
- (3) 国家資格等情報連携・活用システムの機能であるデジタル資格者証を電子申請における社労士資格属性証明として活用できるよう関係行政機関に働き掛けを行う。
- (4) 定期協議を通じて、電子申請の利便性向上に資する社労士の知見を活かした意見を厚生労働省及びデジタル庁等に提言する。

## 5. ビジネスと人権・人権尊重経営への取組み強化

- 企業経営の中核課題に対し、社労士の専門力を発揮する。
  - (1) 国際労働機関（ILO）との協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）により、企業等の活動における人権尊重の指針である国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を原理原則とした人権尊重への取組みを国内の企業、とりわけ取組みがこれから必要とされる中小企業、小規模事業者に向けてさらに強力に推進する。企業における人権尊重の取組み推進に向けて、すべての社労士が標準的に備えるべき内容として、展開する方策を検討し実施する。
  - (2) 企業における人権尊重の取組みを推進するため、「ビジネスと人権」推進社労士（以下「BHR推進社労士」という。）の養成を支援するとともに、BHR推進社労士の活躍に向けた支援を実施する。
  - (3) 「全国社会保険労務士会連合会人権方針」に基づいて、連合会における人権デューデリジェンスを引き続き実施し、取組み状況を随時公表するとともに、都道府県会においても効果的に実践されるための措置を講ずる。

## 6. 国際連携と社会的発信の強化

- 国際交流、情報交流推進により、社労士のプレゼンス向上を図る。

世界における社労士類似制度との比較研究及び他国への社労士制度の導入支援を取り組むことは、日本の社労士制度の地位向上及び社労士制度の拡張性に資するため、以下の事業を展開する。

  - (1) 国際労働機関（ILO）、連合会が準会員となっている国際社会保障協会（ISSA）等の国際機関、インドネシアやベトナム等の各国政府機関及び厚生労働省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の国内機関における国際事案等の渉外を行う。
  - (2) 独立行政法人国際協力機構（JICA）及び各国政府機関等との連携による社労士制度の導入支援を行う。

- (3) 令和9年4月から施行される育成就労制度への対応を外国人材雇用支援に関する社労士向け研修等の実施及び外国人材雇用支援における社労士ブランドの更なる向上のための施策について検討・実施を行う。
- (4) 国際社会に求められる社労士業務の開発について、世界労働専門家協会等の国際関係機関との意見交換をし、引き続き国際労務監査基準の策定等を見据えた議論を行う。
- (5) 国際機関等から、日本の労働及び社会保障制度や社労士制度に関する調査・研究を目的とした職員派遣の受け入れ及びヒアリング要請等があった際には、社労士事務所又は顧問先等の視察を実施する等、引き続き協力する。

## 7. 働き方改革への対応

- 働き方改革推進へ、連携強化・事例共有・処遇改善支援等を実施する。
  - (1) エンゲージメントと働きがい、健康経営等について、都道府県会協力のもと、関係団体との連携の有無等の状況を把握するとともに、都道府県会あるいは会員の取組み事例の共有を図ることを通じて、更なる推進を図る。

また、会員に向けて専門的な知識の涵養を図ることを目的に、事例の発信あるいはeラーニング等を企画し、実施する。
  - (2) 建設業界の担い手確保と処遇の安定に向けて、国土交通省が新たに提示した「労務費に関する基準とその実効性確保策のパッケージ」に社労士が的確に対応できるよう情報提供するとともに、処遇改善の担い手が社労士であることを対外的にPRする。

また、一般財団法人建設業振興基金と連携し、技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組みである「建設キャリアアップシステム（CCUS）」を活用した処遇改善（特に賃上げ）に対応できるよう会員に向けた情報発信等を強化する。
  - (3) 働き方改革関連法の施行5年後の見直し及び新しい時代を見据えた働き方に関して、社会保険労務士総合研究機構と連携し、社会課題となり、会員が関心を寄せるテーマを選定し、会員向け調査を行い、対外的に発信する。

また、政府からのヒアリング等の要請があった場合、社会保険労務士総合研究機構の政策提言実行プロジェクト等と連携し対応する。

## 8. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業の推進

- 「研究組織」及び「政策提言・支援組織」として、調査、研究及び政策提言を行う。
  - (1) 第9次社労士法改正で明記された「社会保険労務士の使命」を的確に遂行し、社会から求められる新たな役割を創造するため、使命から視た現行社労士法令の規定及び社労士制度の各種措置等の整合性の確認や、社労士に対し社会から強く求められる役割の創造とそれに対する仕組みの創設あるいは改善を目的とした研究を行う。
  - (2) 持続可能な社労士制度及び社労士業務の在り方の検討に資するため、社労士制度創設55年の節目にあたる令和5年を調査対象期間とし、令和6年を起点に一定条件の開業社労士を対象に2年に1回行う「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査（パネル調査）」の第2回調査を実施する。
  - (3) 社会や国民のニーズと課題を先見し、「社会保険労務士の使命」を果たすため、社会課題等をテーマとした会員向け調査を行い、その結果について分析・検討し、対外的に発信する。また、昨年度に引き続き、学術研究や政策提言を行うシンクタンクとしての機能を強化し、中長期的に組織体制の充実化を図る。
  - (4) 都道府県会及び社労士から定期的に意見を募集し、労働・社会保障全般及び人事・労務管理に関する政策提言を実施する。
  - (5) 令和6年度に実施した「社労士関与先企業における労使コミュニケーションに関する調査」結果を分析・研究し、その成果を書籍に取りまとめ、対外的に発信する。
  - (6) 学術的知見の高度化と共有化のために、社労士の学術的研究を促進し、その成果を対外的に発信する機会として、引き続き、社労士社会政策研究会及び社労士研究助成制度を実施するとともに、その一層の充実を図る。
  - (7) 社労士制度の現在の姿を大局的観点から俯瞰するとともに、直近の活動状況を分析し、将来の展望を描くための検討に資するべく、引き続き「社会保険労務士白書」を発行する。また、国民に向けて、社労士制度のより一層の理解促進及び社労士制度の更なる定着化を図るため、関係行政機関及び関係団体並びに全国の大学等への配布等を行う。
  - (8) 大学等の研究機関から、社労士に対する意見聴取等の協力要請がなされた場合、都道府県会と連携し適切に対応する。
  - (9) 社労士業務に関する分野において学術的な見識を高め、理論構築を行うとともに、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、明治大学大学院経営学研究科への推薦制度をはじめ、連合会、地域協議会及び都道府県会において実施される大学院への推薦制度等について、新規設置を含め引き続き必要な支援を行う。

## II. 守る【信頼】

### 社会的信頼を高め、制度の安定的な運用を図る

#### 1. 職業倫理の確立とコンプライアンス強化

- 倫理研修及びリスクマネジメント体制を充実させる。
  - (1) 第9次社労士法改正により、使命規定が新設されたことから、社労士は、使命を託された存在として、これまで以上に高い倫理観を持って国民の負託に応えていくことが求められている。労働及び社会保険に関する国家資格者としての職責を果たしていくために、受講を必須とする倫理研修の内容及び実施方法等については、労働社会保険諸法令の制度改正及び社会情勢の変化等の社労士を取り巻く環境の変化に合わせた見直しを行う。
  - (2) 社労士が、公正・誠実という社労士の職責に対する誇りと自覚を持って、日々の業務や情報発信等の活動を行うよう、あらゆる機会をとらえて職業倫理の向上を図るための取組みを行う。特に、社労士が行う情報発信に関しては、社労士が運営するサイトを検索・確認するシステムを運用し、会員に対して、連合会が示す指針に基づく適切な情報発信を促進する。
  - (3) 社労士の社会的信頼性向上に資するべく、社労士に対する要望・苦情等の内容の分析及び事例の共有等を行う。

#### 2. 情報セキュリティ対策の徹底

- 個人情報保護への対応を強化し、SRPⅡの普及及びSRPⅢの検討を進める。
  - (1) 都道府県会の協力を得てSRPⅡ認証制度の普及に努める。
  - (2) サプライチェーンにおける個人情報保護及びサイバー攻撃への対応の重要性に鑑み、SRPⅢ認証制度を創設することを検討する。また、特定個人情報の適切な取扱いを示す現行のSRPⅡ認証制度とSRPⅢ認証制度の活用ユースケースを精査し、社労士が自身の事務所に求める情報セキュリティレベルに応じた認証制度を選択できる環境の構築を検討する。
  - (3) 社労士の情報セキュリティに対する知識の涵養に資するため、直近の情報セキュリティインシデント事例等を用いたeラーニング研修を行う。

### 3. 業務侵害行為への対応

- 業務侵害行為に対しては、毅然たる措置を講じる。
  - (1) 非社労士が専門知識を必要とする社労士の独占業務を行うことによって、国民は不測の損害を受けることが想定されることから、業務侵害行為に対しては、都道府県会と連携し、業務監察実施要綱に基づく厳正な対応を実施する。
  - (2) 業務侵害サイトの検索・監視等を行うシステムを活用した業務侵害の内容等を分析し、分析結果を踏まえて未然防止に向けた取組みを進めるとともに、発生した事案に対して都道府県会が共通した対応を行うことができるよう支援を行う。
  - (3) 連合会ホームページ等様々な媒体を活用し、社労士の独占業務に関して国民向けに広報活動を行うとともに関係機関と連携した周知活動等を通じて、業務侵害行為の防止を図る。

### 4. 登録制度の安定運営

- 登録業務の電子化を推進する。
  - (1) 都道府県会の協力を得て、登録事務を適正に行う。
  - (2) 登録オンライン申請利用率目標値を、それぞれ初期設定40%、新規登録申請60%、その他の申請30%と設定し、連合会ホームページ、『月刊社労士』、メールマガジン及び社労士試験合格者あて通知への案内同封等を活用してオンライン申請の利便性を新規登録者及び社労士に広く周知する。
  - (3) 都道府県会からの意見・要望をとりまとめ、デジタル庁に国家資格システムの機能改修に関する提案を行う。また、既に意見提案している事項については、速やかな実現をデジタル庁に求める。
  - (4) 都道府県会の登録業務負担軽減及び処理の迅速化を図るため、連合会の社労士登録会員管理システムと都道府県会独自の会員システム等との円滑な連携の実現に向けた更なる取組みを進める。また、都道府県会との連携強化に必要な連合会システムの改修を行う。
  - (5) 堅牢な情報セキュリティ体制を維持・強化するため、連合会及び都道府県会事務局の登録担当者を対象に、研修及び自己チェックを実施し、適切な個人情報保護体制を確保する。

## 5. 災害対応体制の整備

- 事業継続計画（BCP）の充実を図り、都道府県会との連携を図る。

連合会の事業継続計画（BCP）の充実を図ることで事業における危機管理体制の整備を行うとともに、都道府県会においてこの対応計画を活用した対策が図られるよう、緊急時に備えた迅速な対応の確立に向けた支援を行う。また、大規模災害等において迅速な意思決定が可能となるよう、連合会災害対応基金の用途等を明確に定めるための検討を進める。

## 6. 行政機関との連携

### (1) 厚生労働省との連携に関する事業

- ① 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、病気の治療・子育て及び介護等と仕事の両立、テレワークによる柔軟な働き方、生産性向上による賃金引上げ等の労働分野に関する施策並びに適正で円滑な公的年金制度及び健康保険制度の運営等の社会保険に関する施策について、引き続き必要な協力を行う。
- ② 厚生労働省の委託事業である「令和8年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」について、都道府県会の協力のもと仕様書に定められた事業内容を適正かつ円滑に実行する。
- ③ 年金制度改正法における被用者年金保険の適用拡大に関し、厚生労働省年金局が実施する「被用者保険の適用拡大に伴う専門家活用支援事業」に協力する。
- ④ 医療法改正において、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度が創設されたことに伴う医療機関の評価事業について、引き続き必要な支援を行う。

### (2) 全国健康保険協会との連携に関する事業

全国健康保険協会と連携を図り、健康保険制度の適正かつ円滑な運営に資する施策の周知等に協力を行う。

### (3) 内閣府との連携に関する事業

地方創生、女性活躍、男女共同参画、全世代型社会保障構築等、社労士の専門分野と関わる分野の施策について、必要とされる協力を行う。

(4) こども家庭庁との連携に関する事業

こども家庭庁が公益財団法人児童育成協会に委託している「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」のうち連合会が再委託を受け実施している労務監査業務に関し、監査の均質化を図る等、全国で事業を適正かつ円滑に運営する。

(5) デジタル庁との連携に関する事業

国家資格システムの利用促進及び利便性向上並びにデジタル資格者証の活用に資するための提言を行う等、社労士の知見に基づいた協力を行う。

(6) 総務省との連携に関する事業

マイナンバーカードの普及、テレワークの推進等、社労士の専門分野と関わる分野の施策について、必要とされる協力を行う。

(7) 法務省との連携に関する事業

登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査について、法務省からの依頼に応じて引き続き協力する。

(8) 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

① 連合会の「ビジネスと人権」に関する取組みへの理解を広めるとともに、経済産業省と連携し、中小企業・小規模事業者への人権尊重の取組みを推進する。

② 昨年4月から開始されたJASTI監査について、社労士によるJASTI監査の品質を確保するための施策を講じるとともに、繊維業におけるJASTI監査のニーズ等を勘案したうえで、JASTI監査対応社労士の養成を検討する。

また、昨年に引き続き、同監査制度の一部の運営に協力し、JASTI監査の制度改善や運営向上を図るため、経済産業省及び日本繊維産業連盟等と意見交換を行う。

③ 社労士による中小企業支援を推進するため、引き続き経済産業省及び中小企業庁との連携を図り、都道府県会の協力を得て必要な施策に協力する。

④ 中小企業の事業活動を支援するために都道府県会が日本政策金融公庫と連携して実施するセミナーの円滑な実施を図るため、当該セミナーに使用するテキストを作成し、都道府県会に配布する。

(9) 国土交通省との連携に関する事業

国土交通省が進めている建設業における建設キャリアアップシステム、公共工事設計労務単価の設定、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等を通じた技能労働者の処遇改善に向けた取組み、社会保険加入の徹底、技術者の更なる賃金上昇並びに建設業及び自動車運転の業務の時間外労働時間上限規制の適用開始に伴う長時間労働の抑制に向けた環境整備等を徹底するため、同省及び各地方整備局と連携し、都道府県会の協力を得て、各種施策について協力する。

(10) 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省が実施する農業経営人材の育成、農作業安全、農業法人等への労災加入促進、漁業・養殖業における労務管理等にかかる各種施策に積極的に協力する。

(11) 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

- ① 政府等からの要請に応じ、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画する。
- ② 審議会・委員会等に参画した委員等から、適宜審議内容や政府の方針等の情報を収集するほか、情報交換会等を定期的に開催して、連合会の事業運営に活用する。
- ③ 労働・雇用・年金・医療・介護等、国民の生活に密着し、社労士が関与すべきテーマに関する動向について常に情報収集・分析を行い、タイムリーに広く意見表明や見解発表等を行う。また、規制改革推進会議等における社労士業務に関わる議論について注視し、状況に応じ必要な施策を迅速に講ずる。

(12) 地方自治体との連携に関する事業

都道府県及び市区町村の実施する事業のうち、社労士としての知見を活かすことのできる内容であるものについては、積極的に連携・協力する。

(13) 関係団体との連携及び交流に関する事業

- ① 全国中小企業団体中央会と連携している中小企業への経営労務支援の対応、日本医師会と連携している医師の働き方改革及び医療機関の評価事業（労務管理サーベイヤー更新対応等）への対応、日本産業保健法学会と連携している事業への対応、さらには全国労働保険事務組合連合会との協力関係を強化する等、各種団体と連携して、個別具体的な要請等に対応する。
- ② 日本司法支援センター（法テラス）に寄せられる社労士の専門分野に関する相談について、社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）及び都道府県会の総合労働相談所を紹介できるよう連携を図る。

③ 社労士制度に対する理解と協力を求めるため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

(14) その他

紛争調整委員会委員、労働委員会委員、民事調停委員、司法委員及び行政相談委員等について、引き続き多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

### Ⅲ. 固める【基盤】

#### 組織・人材・仕組みを強化し、誇りを持てる社労士像を実現する

##### 1. 研修体系の進化並びに人材育成の推進

- 知見及び知識を確実なものとするため、単位制導入を見据え、必要な研修受講の体系化及び機会拡大を図る。  
持続可能な人材育成基盤の確立と能力担保を目指し、単位制導入を見据えた研修体系の構築を検討する。さらに、地域協議会及び都道府県会から任意で提供される研修コンテンツの共有化を推進し、会員の受講機会の拡大を図る。

##### 2. 若手・後進育成の仕組みづくり

- 受験者増に向けた取組み及び登録後のインターン研修制度の検討について
  - (1) 大学等との連携による受験者増及び合格者に向けての説明会等により登録促進を図り、若年層（20歳代）の社労士試験受験者及び登録者の増加に資する施策の検討を行う。
  - (2) 社労士登録後におけるキャリア形成を支援するため、インターン研修制度の創設に向けた検討を行う。

##### 3. 情報発信力の強化

- 政策提言の充実を図るとともに、社会的課題への発信の強化及びSNSを活用した広報を推進する。

##### 4. 社会貢献活動の推進

- 街角センター及び解決センターの運営や成年後見制度を通じて社会貢献を図るとともに、小中学校での教育事業、大学等との連携を強化する。
  - (1) 街角センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業
    - ① 街角センターの運營業務については、街角センターの理念である「身近に顔と顔が見える安心、そして、信頼」のもと、お客様と対面による年金相談を行うことで街角センターと国民との信頼関係の醸成を図り、街角センターの適正かつ円滑な運営を着実に実施する。

また、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務については、今後も本運營業務を円滑に実施するために日本年金機構の協力のもと都道府県会と連合会が連携を密にして年金事務所等における年金相談業務の充実を図り、国民の負託に応える。

- ② 街角センター及び年金事務所等における年金相談に携わる相談員等の処遇改善や育成、相談スキルの維持・向上のための研修等の充実等を実施するため日本年金機構と協議し、必要な予算の確保等を図る。

特に、街角センターにおいては年金相談スキルを持った相談員等（職員）の採用が年々厳しくなっていることから、街角センター内で相談員等（職員）を育成（社労士を職員として採用することを含む。）する。また、年金相談スキルを持った社労士の育成のため、日本年金機構と連携して連合会や都道府県会で実施する年金相談実務者研修等の充実を図るとともに、年金事務所等において年金相談に携わる相談員（社労士）の現地研修（OJT）については窓口装置（WM）の操作方法の習得を含めて、その充実を図る。

- ③ 街角センターの運營業務を適正に実施するため、都道府県会との連携を強化して街角センターに対する指導監査（自主点検）を行うとともに、日本年金機構をはじめ、関係機関との連携を図り、公的年金の制度改正等に迅速かつ適切に対応する。
- ④ 街角センターや年金事務所等における年金相談業務の円滑な運営等に資するため、日本年金機構との定期的な会議等を通じて、事業の実施状況や契約内容に係る課題等について協議・連携を図る。

- (2) 都道府県会における学校教育に関する事業を支援するため、教材を提供するとともに活動実績等の情報提供を行う。また、これまでの高等学校、大学向け教材のほか、小・中学校向けに社労士による教育事業が活発に展開されるよう、労働・社会保険制度の意義等を伝えることを目的とした教材作成に向けた検討を行う。
- (3) 都道府県会における成年後見活動を支援するため、研修教材の作成・提供を行う。また、社労士による成年後見活動の意義を広く伝えるための活動及び都道府県会の実情に応じた活動に資するための情報共有等を行うとともに、都道府県会の活動状況を把握するための仕組みを検討する。
- (4) 解決センターの利用促進を図るため、都道府県会の総合労働相談所と解決センターの連携強化に向けた情報共有を一層進める。総合労働相談所において、ADRで対応すべき事案については円滑に解決センターを案内できるよう、相談員に対する解決センターの理解促進及び相談員としての資質向上に向けた研修等の対応を行う。

また、社労士が紛争の未然防止に尽力する一方で、紛争に至った案件については、特定社労士が解決に携わることができるよう、国民に向け、連合会と都道府県会が連携した広報活動を展開する。具体的には、解決センターは、労働社会保険諸法令及び労務管理に関する国家資格者である社労士が運営しており、行政型ADR機関の休日及び時間外にも期日の開催が可能であることや、複数回の期日開催が可能であること等、柔軟に対応していることを国民に向けて周知及び利用促進を図る。

同時に、都道府県会設置の解決センターの運営に携わるあっせん委員及び事務局職員の育成・研修、代理人となる特定社労士のフォローアップのための研修を推進する。

さらに、都道府県会の解決センターの運営にかかる実態把握、ODR（Online Dispute Resolution）導入に関する情報等解決センター事業促進に関連する各種情報収集を行うとともに、都道府県会の解決センターへ情報提供を行う。

## 5. 広報事業の進展

- 広報事業の充実と会報誌のデジタル化を推進する。

### (1) 対外的な広報事業

我が国社会において少子高齢化や就労人口の減少に伴う人材確保・定着が課題となる中で、ビジネスと人権、労務監査等、現下の社会的課題に即した対外発信を強化し、個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与すること等の社労士が果たすべき社会的使命を国民にわかりやすく伝えるために、時宜にかなった様々な媒体を活用した広報活動を展開する。また、次代を担う社労士の育成のため学生及び若年層を意識した広報を推進する。

社労士制度推進月間、「社労士の日」（12月2日）をはじめとする広報においては、都道府県会の協力を得て、Web、マスメディア、報道機関、関係団体等、あらゆる手段を用いた活動を展開する。

連合会が作製する様々な広報ツールを都道府県会と共有し有効に活用するとともに、連合会においても様々な媒体を活用した情報提供を進め、都道府県会の活動状況についても全国的に発信する。

Web媒体を活用した広報活動においては、実施後の効果測定を行い、より効果的な広報活動に向けた検討を行う。

### (2) 会員に向けた広報事業

連合会及び都道府県会の活動状況並びに時宜にかなった法令改正事項等の有益な情報を迅速に提供するため、引き続き『月刊社労士』の発行、ホームページ及びメールマガジン等の運営を行う。

『月刊社労士』については、迅速かつ効率的な情報発信を行うためにデジタル化を推進し、デジタル化された『月刊社労士』を閲覧できる環境整備を進める。また、連合会が主体的に情報発信できるメールマガジン等については、登録勧奨を積極的に行う等、速報性の高い情報発信を行う。

ホームページについては、都道府県会が活用できる環境を提供するための取組みを進める。また、アクセス数解析等のデータ分析を行い、効果的な情報提供の推進及び閲覧数の向上を図る。

### (3) 関係団体との連携による広報事業

関係行政機関、日本年金機構、全国健康保険協会及び労使関係団体等と相互に連携し、社労士のPRを図る。

### (4) 報道機関との連携による広報事業

プレスリリースの発信とともに、様々な情報発信の機会を増やし、マスメディアとの接触を積極的に行うため、連合会において締結した全国地方新聞社連合会との地域の連携に係る覚書に基づき、都道府県会と地域の新聞社との一層の連携体制の構築に協力するとともに、都道府県会が行う広報事業についての支援を行う。

## 6. 財政基盤の充実

- 財政検証を行い、持続可能な財政運営を推進する。

(1) これまでの財政状況の精査・分析を行うとともに、社会経済情勢、物価動向、将来の会員数推計を検証し、社労士制度を取り巻く環境の変化に的確に対応した事業展開を図るべく、連合会会費の改定について具体的に決定し、会則改正について審議のうえ進める。

(2) 連合会事業を適切に全国で確実に実施するため、都道府県会への財政支援の在り方、事務局体制の整備について検討を進める。

## 7. 各種事業

### (1) 社労士試験事務等の実施に関する事業

① 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、都道府県会の協力を得て適正に実施する。

② 社労士試験の受験申込みについて、オンライン申込みの利用者の増加に向け、ホームページ及び受験案内において更なる周知を図るとともに、受験申込者情報の管理等の運用面について適正に実施する。

③ 特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について、ホームページ又はメールマガジンを活用して更なる周知を図る。

- ④ 紛争解決手続代理業務試験について、令和9年度以降の国家資格システムを活用したオンライン申込みの導入に向けて、デジタル庁及び厚生労働省との協議を進める。
- (2) 社労士試験科目免除等の講習に関する事業  
社労士試験に関する試験科目免除のための講習及び2年間の実務経験に代わる講習を適正に実施する。
- (3) SR経営労務センターへの協力等に関する事業  
SR経営労務センターの全都道府県設置を目指し、未設置県会への設立支援を行うとともに、全国SR世話人会と連携を図り、SR経営労務センターの事業推進に協力する。
- (4) 社労士賠償責任保険等に関する事業
  - ① 現行の社労士賠償責任保険制度の補償に加え、事務所運営において将来的に顕在化する可能性のあるリスクについて、必要に応じて補償内容の拡充を検討する。また、リスク管理体制整備の一環として保険加入を推進し、事務所の安定運営と信頼性のさらなる向上に努める。
  - ② 社労士業界全体の健全性確保のため、都道府県会、共済会、引受保険会社及び取扱代理店有限会社エス・アール・サービスと連携し、研修等を通じた保険事故の未然・再発防止に取り組む。
  - ③ 社労士事務所及び関与先の労務リスクに備える使用者賠償責任保険制度（使用者賠償責任保険制度＋雇用関連賠償責任保険制度）について、制度の周知を継続するとともに必要に応じた対応を検討する。
- (5) 60周年記念に向けた事業  
令和10年度に制度創設60周年という節目を迎えるにあたり、記念事業の準備を始める。
- (6) 出版・頒布に関する事業  
社会保険労務士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳を頒布する。
- (7) 福利厚生に関する事業  
全国社会保険労務士会連合会共済会において、都道府県会の協力を得て、各種保険の団体契約に基づく福利厚生制度の運営等を行う。
- (8) その他の事業  
その他必要に応じ事業を行うこととする。